

(別紙)

都道府県漁業調整規則の認可の基準

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 6 項及び第 119 条第 7 項並びに水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づく農林水産大臣の認可は、下記の基準を満たす申請に対して行うものとする。

記

1. 漁業生産力の適正な発展に支障を及ぼすものではないと認められるもの。
2. 当該申請に係る都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産資源の保存及び管理、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決並びに水産資源の保護培養の観点において支障がないと認められるもの。
3. 不当に義務を課し、又は権利を制限すると認められる規定を有しないもの。
4. 漁業取締り及び水産資源の保護培養の実効性を考慮したものであるもの。
5. 漁業法、水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に適合しないと認められる規定を有せず、かつ、それらの文言との関係で解釈について疑義が生じない明確なもの。